

## 産業廃棄物処理事業者、一般廃棄物処理事業者、再生資源の収集・処理・リサイクル及び解体等を行う事業者のエコアクション21認証取得に当たって (補足説明)

### 認証・登録の範囲について

産廃マニュアルにおいては「産業廃棄物処理業の許可の内容と、エコアクション21の認証・登録範囲が合致していなければならない」を原則としておりますが、「複数の事業所がある場合、その全てが認証・登録範囲に含まれているべきか、否か」が明確ではありませんでした。原則に照らして考えますと、当然、「許可を受けている全ての事業所が認証・登録範囲に含まれている」ことが必要であると考えられます。そこで産業廃棄物処理業者の認証・登録範囲については、改めて、以下を原則とさせていただきます。

#### 認証・登録範囲の原則

産業廃棄物処理業の許可の内容と、認証・登録範囲が合致していなければならない。  
複数の事業所がある場合は、その全てが認証・取得範囲に含まれていなければならない。

#### 原則の補足

- ・全社一括での認証・登録が基本
- ・収集運搬業であって、複数の事業所が、同じ業務を行っている場合の現地審査は、サンプリングにより行う(中間処理施設及び最終処分施設等は、原則として全て現地審査を行う)
- ・環境活動レポートにおいて、個別事業所毎の環境負荷等と、これらを合計した全社の環境負荷等の両方を記載すること

ただし、産廃処理業者の中には、複数の都道府県に事業所を持つ場合など、ただちに全社一括での認証の取得がどうしても難しい場合も考えられます。そこで以下のような特例を設けることとします。

#### 認証・登録範囲の特例

全社一括での認証・登録が基本であるが、やむをえない場合は、

- ・一部の事業所でまず認証を取得し、その後、段階的に対象範囲を拡大し、最終的に全組織が認証を取得することを、環境方針の中に盛り込み、誓約すること
- ・その場合、都道府県単位のまとまり毎に認証取得の範囲を拡大することが望ましい
- ・最終的に組織全体が認証を取得するのであれば、全社一括、あるいは事業所単位等のどちらの形式で認証を取得しても良い
- ・この特例により一部の組織のみで認証を取得する場合、より環境負荷の大きい事業所、より規模の大きい事業所から認証を取得しなければならない(収集運搬と中間処理の両方を行っている場合は、まず中間処理施設で認証を取得する)

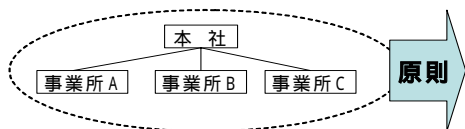
なお、産廃処理業の許可を得た住所と、エコアクション21の認証・登録の際の住所についても原則として合致していなければなりません。合致していない場合は、それぞれの住所及び合致していない理由を環境活動レポートに記載しており、これが合理的なものであればOKとします(合理的な理由とは、本社の所在地と処理処分施設の所在地が異なる、法人の登記上

の住所と処理処分施設の所在地が異なる等が考えられます。

さらに、日常的に従業員が常駐していない資材置き場、臨時作業場所等は、関連事業所としては登録できません。

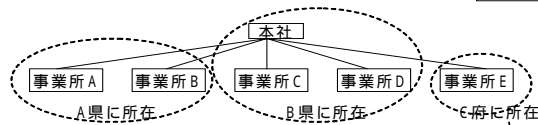
### 産業廃棄物処理業者の認証・登録の範囲について

**認証・登録範囲の原則**  
産業廃棄物処理業の許可の内容と、認証・登録範囲が合致していなければならない。  
複数の事業所がある場合は、その全てが認証取得範囲に含まれていなければならない。



**原則**

- ・全社一括での認証・登録が基本
- ・収集運搬業であって、複数の事業所が、同じ業務を行っている場合の現地審査は、サンプリングにより行う(中間処理施設及び最終処分施設等は、原則として全て現地審査を行う)
- ・環境活動レポートにおいて、個別事業所毎の環境負荷等と、これらを合計した全社の環境負荷等の両方を記載すること



**特例**

全社一括での認証・登録が基本であるが、やむをえない場合は、一部の事業所でまず認証を取得し、その後、段階的に対象範囲を拡大し、最終的に全組織が認証を取得することを、環境方針の中に盛り込み、誓約すること

- ・その場合、都道府県単位のみならず毎に認証取得の範囲を拡大することが望ましい
- ・最終的に組織全体が認証を取得するのであれば、全社一括、あるいは事業所単位等のどちらの形式で認証を取得しても良い
- ・この特例により、一部の組織のみで認証を取得する場合、より環境負荷の大きい事業所、より規模の大きい事業所から認証を取得しなければならない(収集運搬と中間処理の両方を行っている場合は、まず中間処理施設で認証を取得する)